資料№３	経済建設常任委員会所管事務報告資料 令和８年１０月７日【経済部商工労働課】

恵庭市中小企業等振興融資制度について

本市の中小企業等振興融資制度の利率については、北海道の融資利率に準拠し、毎年４月１日及び１０月１日付けで見直すこととしているところです。

このたび、基準となる北海道の融資において利率が変更となったため、令和８年１０月１日以後に実行された融資から以下のとおり変更となりました。

区分	年数	適用利率	（参考）変更前
一般事業資金	３年以内	2.4 %	2.1 %
	５年以内	2.6 %	2.3 %
	７年以内	2.8 %	2.5 %
	１０年以内	3.0 %	2.7 %
小口事業資金	３年以内	2.1 %	1.9 %
	５年以内	2.3 %	2.1 %
	７年以内	2.5 %	2.3 %
	１０年以内	2.7 %	2.5 %
起業家育成資金	３年以内	1.8 %	1.6 %
	５年以内	2.0 %	1.8 %
	７年以内	2.2 %	2.0 %
	１０年以内	2.4 %	2.2 %

※なお、融資実行日の適用利率で全期間固定となっております。（扱いに変更なし）